

神奈川県こども・若者支援人材バンク 公式ウェブサイト等 制作・広報・運用業務委託 仕様書

1 総則

(1)この仕様書は、神奈川県立保健福祉大学(以下「本学」という。)が発注する「神奈川県こども・若者支援人材バンク公式ウェブサイト等制作・広報・運用業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

(2)本業務は、公式ウェブサイトの制作・構築、これと一体で行う普及啓発コンテンツ及びクリエイティブの制作、広報・PR 支援、公開後の運用・保守支援、並びに年間を通じた事業推進支援(プロデュース)を、一貫した体制のもとで総合的に実施するものである。

(3)本仕様書に疑義が生じた場合、又は仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

2 件名

神奈川県こども・若者支援人材バンク公式ウェブサイト等制作・広報・運用業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月 31 日まで。

※ 公式ウェブサイトは令和 9 年3月の公開を予定し、公開後は本委託期間の末日まで運用・保守支援及び事業推進支援を継続する。

4 業務の目的

神奈川県が所管する児童相談所や児童福祉施設等(以下「県児童相談所等」という。)における人材の確保・定着を目的として、「神奈川県こども・若者支援人材バンク」を構築する。

現場の人材が豊かになることで、子どもたちにとって最善の環境を整えることを目指すとともに、本事業の意義や児童福祉の仕事の魅力を広く周知・啓発し、学生や若年層、異業種からの転職者、ブランクのある復職希望者など多様な人材の関心を高めることを主たる目的とする。同時に、広く地域住民や社会全体に向けて本事業の発信を行い、児童福祉への理解と関心を深めることで、地域全体で子どもたちと現場を支える機運を醸成する。

本業務は、こども家庭庁の事業区分のうち「神奈川県こども・若者支援人材バンクの認知度向上のための普及啓発」に該当する取組として、公式ウェブサイトの制作・構築、普及啓発を担うコンテンツ及びクリエイティブの企画・制作、公開後の運用・保守、広報計画の立案、並びに年間を通じた事業全体の企画・進行支援を一体的に行うものである。これらは相互に密接に関連するため、企画から制作・広報・公開後の運用までを一貫した体制で実施できることを前提とする。なお、本業務の目的を効果的に達成するためには、本学がこれまでに蓄積してきた広報資産やブランドイメージとの親和性を保ち、本事業の対象層の特性に最適化された質の高い広報物を制作・発信することが不可欠である。

5 委託上限額(予定価格の上限)

本業務に係る委託上限額(予定価格の上限)は、金 6,300,000 円(消費税及び地方消費税を除く。)とする。提案及び見積りは、この上限額の範囲内で行うものとする。

6 業務の内容

受注者は、業務の目的を達成できるよう、県児童相談所等の検索・閲覧を可能とする閲覧システムを含め、発注者と調整のうえ、発注者にとって最適なウェブサイトの構成・デザイン・機能、並びに効果的な普及啓発及び事業推進に資する取組を提案し、以下の業務を行うこと。

(1) ブランディング提案

- ・信頼感と親しみやすさを両立し、ターゲット層(学生・求職者等)に訴求するトーン＆マナーの策定。
- ・本サイト及び広報展開に適用するオリジナルロゴの制作。

(2) 公式ウェブサイトの新規構築

- ・サイト設計:本事業の目的及びターゲット(学生・求職者等)の行動特性並びに本学の既存広報資産を十分に踏まえ、利用者が必要な情報へ直感的に到達できる最適なサイト構成・ナビゲーション・情報設計を、受注者が企画・提案すること。
- ・レスポンス対応:スマートフォン、タブレット、PCの各端末で最適化されたレイアウト表示。
- ・二次元バーコード(JIS X 0510 / ISO/IEC 18004 準拠):チラシ等の紙媒体から Web サイトへユーザーをスムーズに誘導するため、サイト内の主要な公開ページ(静的トップページ等)に対応する QR コードを受注者が用意・提供すること。
- ・更新システム(以下「CMS」という。)の導入:事務局側で求人情報、イベント、新着情報等を専門知識なく更新・投稿できる環境の構築。CMS は WordPress とする。
- ・WordPress の採用にあたっては、不正アクセスや脆弱性を突いた攻撃を防ぐため、受注者の負担と責任において適切なセキュリティ対策(主要プラグインの厳選、WAF の設定、アクセス制限、定期的なセキュリティパッチ適用方針の策定など)を講じること。
- ・紹介ページ(個別カード)の構築:各施設の基本情報(施設名・勤務地・職種・施設種別等)に加え、取材に基づく魅力的な写真、現場の声(普及啓発コンテンツ等と連動したもの)を綺麗に整理して掲載できる施設紹介ページを構築し、求職者が閲覧システムを通じて県児童相談所等の情報を分かりやすく閲覧できる洗練されたデザインテンプレート(個別ページ)を用意すること。
- ・簡易検索・絞り込み機能:求職者が興味のある「地域」「施設種別」等の条件から、直感的に対象施設を絞り込める閲覧システムとして、検索・抽出機能を実装すること。
- ・求職者アクセス・コンタクト導線:興味を持った求職者が、各紹介ページから迷わずアクションを起こせるよう、「施設への直接問い合わせフォーム(既存のフォーム機能を活用)」または「施設公式採用ページ等(外部リンク)」への誘導導線をページ下部に標準配置すること。
- ・フォーム機能:お問い合わせ等に対応した入力フォームの実装(自動返信メールを含む)。
- ・コンテンツ掲載枠:児童福祉の仕事の魅力ややりがい効果的に伝わるコンテンツを掲載できる枠を確保すること。掲載するコンテンツの種類・形式・見せ方は、受注者が企画・提案すること。

(3) サイトに求める要件

Web サイト作成の目的を明確にし、利用者にとって使いやすいサイトにすること。(令和 8 年 12 月公開を予定)

※なお、ここでいう「利用者」とは閲覧・応募を行うターゲット(学生・求職者等)のみならず、情報発信・更新を行う「施設管理者」および問い合わせ対応・サイト管理を行う「大学(事務局)」も含むものとし、それぞれの利用環境に応じた操作性・利便性を確保すること。

ア サイト設計

- ・ユーザビリティ:閲覧者の誰もが目的の情報に快適にたどり着けるよう情報分類の整理を行い、サイト全体で利用者の満足度を追求すること。

- ・マルチデバイス対応:全ページでスマートフォン・タブレットからの閲覧に対応するレスポンシブなデザインとし、モバイルファーストで作成できること。
- ・アクセシビリティ:高齢者や障がいのある方、子どもなど全ての人が支障なく利用でき、必要な情報が得られるよう配慮すること。
- ・本学 Web サイト(別 URL)について、本サイトのトップページにリンクを作成すること。
- ・その他、必要と思われるコンテンツについて提案すること。

イ CMS 導入

- ・CMS を構築し、発注者側が施設情報を管理する閲覧システム及びページを更新できるようにすること。
- ・CMS には WordPress を採用し、本学の事務局(教職員)が特別な専門知識(HTML/CSS 等)を要することなく、閲覧システム及びページを直感的にコンテンツの更新・追加・削除ができる管理画面を構築すること。
- ・直感的な管理・更新環境の構築:
本学の事務局スタッフが専門知識(HTML/CSS 等)を必要とせず、管理画面から直感的な操作により、新着情報やイベント情報に加え、「6 (2)」に定める施設紹介ページ(テキスト、画像、問い合わせ先等の入力)や求人情報を容易に投稿・追加・管理・削除できる仕様(カスタム投稿機能等の活用)とすること。
- ・検索・絞り込み機能の CMS 実装:
閲覧者が求める情報へ容易に到達できるよう、「6 (2)」に定める施設名・勤務地・職種・施設種別などの複数条件による検索・抽出が可能な閲覧システムを CMS 上で実装すること。
- ・CMS 管理対象ページの協議:
CMS で管理するページについては、本学と協議の上決めること。

ウ 構築環境

- ・サーバーの調達・運用について、受注者は本業務の履行期間中(令和 9 年 3 月 31 日まで)のウェブサイト公開に必要なサーバー(エックスサーバー等)の調達、設定、および発生する利用料等の費用を、「本業務の一環として」の一環として全額負担すること。
- ・一般的な商用レンタルサーバーの標準的な稼働水準を維持し、安定したウェブサイトの公開環境を提供すること。
- ・CDN の活用等により負荷分散を図るとともに、DDoS 攻撃等のサイバー攻撃に対する防御措置を講じ、安定したウェブサイトの公開環境を維持すること。
- ・メンテナンス等による計画停止については事前に本学の承諾を得て、影響の少ない時間帯に行うこと。
- ・SSL証明書(通信の暗号化証明)の種類は、実在証明型(OV)以上とする。また、ドメインの登録、SSL証明書発行等の費用は、受注者の負担とする。
- ・バックアップ体制について、万が一のシステム障害や改ざんに備え、本番サーバーとは物理的に異なる別事業者の国内クラウドストレージ等(Amazon S3、Dropbox Business、Google Drive、Microsoft OneDrive 等、受注者負担で調達)へ、バックアップデータの過去 2 世代(現世代【当日】と合わせ、第1世代【前日】、第2世代【前々日】)の計3世代を自動で外部保存・保持管理する仕組みを構築すること。
本番サーバーとバックアップサーバー間のデータ転送においては、閉域網や VPN 等を活用するなど、通信経路のセキュリティに十分配慮した方法を用いること。
- ・バックアップの対象データは、「Web コンテンツ(wp-content ディレクトリ等)および WordPress の動作に必要なデータベース(DB)データ」とし、有事の際には原則として 24 時間以内を目安に復旧(リストア)できる手順を確立しておくこと。

エ 構築作業要件

- ・構築作業要件ドメイン(URL)設定や DNS(ネームサーバー)切り替え等の本番移行に係る設定内容につ

いては、事前に県の既存環境(現行のドメイン管理状態等)を確認の上、発注者(担当者)の承認を得ること。本番環境への切替に必要な作業は、原則として全て受注者の責任において実施すること。

- ・サーバへの不正アクセス等が起こらないようセキュリティに十分配慮して OS・ミドルウェア等のインストール及び設定を行うこと。

- ・不正アクセスを防止するセキュリティ対策(利用サーバ標準機能の WAF 設定、及び WordPress に最適化されたアクセス制限機能等の活用を含む)を施すこと。

オ テスト

- ・動作テスト仕様書を発注者に提出して実施し、テスト後は結果報告書を提出すること。

カ 導入支援

- ・教職員が本システムによるコンテンツ管理方法を確認・理解できるよう、運用マニュアルを作成すること。

キ その他

- ・本システムに関するセキュリティ情報の収集に努め、対策が必要な場合は速やかに発注者と協議の上、適切に対処すること。

(4) 普及啓発コンテンツの企画・制作

- ・現場で働く職員の声や児童福祉の仕事の魅力を伝えるコンテンツを、受注者が企画・提案し、取材・制作(原稿・記事化等)を行うこと。コンテンツの具体的な企画・形式・構成・手法は、受注者の提案による。

- ・制作したコンテンツは、公式ウェブサイトの掲載枠及び広報媒体で活用できる形式で納品すること。

- ・コンテンツ制作にあたっては、主に県西部をはじめとする神奈川県内の児童福祉施設等への実地訪問による綿密な取材を行うこと。なお、コンテンツの効果をより高めるため、発注者と協議の上、予算の範囲内で現地での撮影(写真・動画等)を柔軟に組み合わせた提案・実施を行うこと。

- ・なお、施設現場の負担を軽減し、円滑かつ質の高い取材(撮影・インタビュー等)を遂行するため、発注者(本学)のこれまでの広報展開や教育・研究の特性、およびターゲットとなる若年層の動向を深く理解し、高等教育機関等の広報クリエイティブにおいて手戻りのない一貫した進行・制作体制(ディレクション、Web 構築、グラフィックデザイン等をワンストップで一括管理・制作できる体制)を整えること。

(5) 公式ウェブサイトへの追加コンテンツの企画・制作

- ・事業の進捗や時期に応じ、特集記事・イベントレポート・新規ページ等の追加コンテンツを企画・制作すること。

- ・追加コンテンツは CMS (WordPress) への掲載に適したデータ形式で提供し、必要に応じ掲載・反映の支援を行うこと。内容・本数・実施時期は発注者と協議のうえ、契約額の範囲内で決定する。

(6) 普及啓発クリエイティブの制作

- ・学生・若年層をはじめ、異業種からの転職者、ブランクのある復職希望者、地域住民や社会全体など多様な対象者への効果的なアプローチ(認知度向上・関心喚起・理解促進)を目的とした広報物(チラシ、ポスター、パンフレット、SNS 用素材等)を、予算の範囲内で企画・制作すること。

- ・制作にあたってはそれぞれのターゲット層の属性やライフスタイル(SNS の活用や地域での配架等)に応じた効果的なデザイン・仕様を検討すること。

- ・神奈川県西部における人材確保に向けた広報施策についても、実地取材等から得られる地域のニーズや施設現場の課題(特性)を踏まえ、効果的な媒体選定やアプローチ手法を企画・提案すること。

- ・制作する広報物には、必要に応じて公式ウェブサイトへ誘導する二次元コードを掲載すること。

(7) 広報・PR 計画の立案及び広報支援

- ・事業の認知度向上に向けた広報・PR 計画を立案し、発注者に提案すること。

- ・広報計画の円滑な実施や目標達成のため、発注者に適宜アドバイスをを行うとともに、週1回程度の打合せ

を行うこと。

(8) 公開後の運用・保守支援

- ・公開後の公式ウェブサイトの安定運用を支援すること。
- ・サーバ・ドメインの管理及び SSL の維持・更新を行うこと。
- ・サイトの稼働状況を確認し、不具合(バグ)発生時の一次対応・修正を行うこと。
- ・新規内容の追加、既存ページのテキスト・画像の変更、公開・停止作業等、日常的な更新作業を支援すること。
- ・CMS WordPress の軽微なテンプレート調整・修正を行うこと。大幅な改修は別途協議とする。
- ・業務範囲について、受注者は、月次での日常的なテキスト・画像修正、システムの安定稼働監視、軽微なレイアウト調整等のサポート業務を行うこと。なお、トラブル防止のため、具体的な月次の作業上限範囲(対応コマ数や修正箇所数の目安)については、契約締結前のプロポーザル提案書において明示させ、本学と協議の上で確定させるものとする。

(9) 事業推進支援(年間ディレクション／プロデュース)

- ・年間を通じ、事業全体のクリエイティブディレクション及び企画提案を行うこと。
- ・プロジェクトの進行管理、関係先との調整・交渉等の伴走支援を行うこと。
- ・アクセス状況等を踏まえ、効果的な普及啓発に向けた改善提案を行うこと。

(10) その他(受注者提案による制作物)

- ・上記のほか、紹介動画等の制作物その他普及啓発に有効な施策がある場合は、契約額の範囲内で発注者に提案し、協議のうえ実施することができる。

7 システム及び業務範囲に関する考え方

本サイトは、児童福祉の魅力発信及び普及啓発を目的とした情報発信サイトであるとともに、施設情報を検索・閲覧できる閲覧システムを備えたサイトとして WordPress により構築・運用できる規模・機能を想定する。大規模なスクラッチ開発や本学基幹システム等との独自連携は、本業務の対象としない。

本業務の成否は、システムの規模ではなく、本事業の広報特性及び対象事業・ターゲットへの深い理解に基づく企画・クリエイティブの質、並びに公開後の継続的な運用・改善にあることに留意し、これらを一貫した体制で実施できることを重視する。

8 実施スケジュール(予定)

項目	令和 8 年 10 月	11 月	12 月	令和 9 年 1 月	2 月	3 月
基本設計						
サイト構築						
ページ移行・動作テスト						
公開(3月)						★
広報に関するアドバイス						
広報・PR 計画の策定						
コンテンツ・クリエイティブ制作						

[illegible]

※各時期は予定であり、詳細は発注者と協議の上決定する。公開(令和9年3月予定)以降、委託期間末日まで運用・保守及び事業推進支援を継続する。

9 成果品

業務の実施結果について、下記のとおり発注者に提出すること。

No.	成果物	数量	納期
1	プロジェクト計画書	電子データ及び印刷物1部	令和8年11月30日 発注者と協議の上決定
2	Web サイト企画設計書	電子データ及び印刷物1部	令和8年11月30日 発注者と協議の上決定
3	サイトデザイン・レイアウト一覧	電子データ及び印刷物1部	令和8年12月31日 発注者と協議の上決定
4	ウェブサイト納品データ(HTML/CSS)	1式(記録媒体に保存し提供)	令和9年3月31日
5	CMS(WordPress)及び施設情報閲覧システム一式	1式(記録媒体に保存し提供)	令和9年3月31日
6	操作・運用マニュアル	電子データ及び印刷物1部	令和9年3月31日
7	動作テスト結果報告書	電子データ及び印刷物1部	令和9年3月31日
8	広報計画書(広報・PR 計画／普及啓発スケジュール)	電子データ及び印刷物1部	令和8年11月30日
9	普及啓発コンテンツ原稿・記事	電子データ一式	随時(協議による)
10	追加コンテンツ(特集・イベントレポート・新規ページ等)	CMS 掲載用データ一式	随時(協議による)
11	普及啓発クリエイティブ(チラシ・ポスター・SNS 素材等)	電子データ一式	随時(協議による)
12	脆弱性診断結果(ネットワーク侵入検査、Web アプリケーション検査結果)	電子データ及び印刷物1部	令和9年3月(納品時) 発注者と協議の上決定
13	アクセシビリティ試験結果報告書	電子データ及び印刷物1部	令和9年3月(納品前) 発注者と協議の上決定
14	進捗報告書	電子データ及び印刷物1部	毎月末
15	受注者提案による成果物	実施検討時に協議	令和9年3月31日
16	業務完了報告書	電子データ及び印刷物1部	令和9年3月31日

10 完了報告及び成果物の検収方法

- (1)受注者は業務完了後速やかに、契約で定める方法により業務完了報告を行う。各種成果物は本仕様書に定める日までに納入するものとし、納入日は契約で定める期限を越えてはならない。
- (2)発注者は納入日から 10 日以内に成果物の検査を行うものとする。
- (3)検査の結果不備が認められた場合、受注者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入する。発注者は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

11 権利の帰属

- (1)著作権の移転:本業務で作成した成果物の所有権は、支払いが完了したときに受注者から発注者に移転する。ただし、作成したソースコードその他の成果物に関する著作権は受注者に留保される。
- (2)著作者人格権の行使の制限:受注者は、発注者が認めた場合を除き、著作者人格権を行使してはならない。
- (3)第三者の権利侵害回避:成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の権利を侵害しないこと。
- (4)肖像等の取扱い:取材・撮影に伴い出演者等の肖像・個人情報を取り扱う場合は、本人(未成年の場合は保護者)の同意を事前に得ること。

12 使用許諾・利用許諾

成果物について、発注者は自由に使用・複製・改修・改変することができる。

13 留意事項等

- (1)再委託の制限:受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、契約時に提出する「実施体制図」にあらかじめ記載され、発注者が認めた連携先・外部スタッフへの委託については、個別の書面申請を省略することができる。なお、業務の主要な部分を一括して再委託することはできない。特に、本業務の根幹をなす「事業全体のクリエイティブディレクション」「Web サイトの UI/UX 設計」「主要な普及啓発物の企画・構成」については、事業者の主体的な体制のもとで執行するものとする。
- (2)成果物の滅失・毀損:納入前に成果物の滅失・毀損が生じた場合は、発注者の責めに帰すべき場合を除き受注者の負担とする。納入後に生じた場合は、受注者の責めに帰すべき場合を除き発注者の負担とする。
- (3)瑕疵担保責任:検収完了日の翌日から1年間に、受注者の責めに帰すべき事由により成果物が本仕様書に沿って作成されていないことが判明した場合は、発注者の要求に基づき受注者が無償で修正する。検収完了後1年を経過した場合は、受注者の故意による損害を除き、受注者は瑕疵担保責任を負わない。
- (4)疑義が生じた際の取扱い:本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。

14 情報セキュリティについて

別添「情報セキュリティに係る特記事項」及び「ウェブサイトに係る特記事項」参照

情報セキュリティに係る特記事項

1 基本的な考え方

本委託業務は、神奈川県と本学が令和8年4月14日に契約した「令和8年度神奈川県こども・若者支援人材バンク業務委託」の一部を構成するものである。受注者は、本学が神奈川県に対して負うセキュリティ上の義務を踏まえ、本委託業務において、「個人情報保護法」や契約書の特記事項、「神奈川県情報セキュリティポリシー」に準拠した水準以上のセキュリティ対策を講じること。なお、神奈川県情報セキュリティポリシーは、第1章情報セキュリティ基本方針のみをホームページで公開しているが、契約の際には全内容を受注者に対して提示する。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/security/securitypolicy.html>

2 業務委託における作業環境等のセキュリティ対策

本セクションに記載するセキュリティ対策は、オンプレミス環境を想定した記載を含む。クラウドサービス（レンタルサーバー等）を利用する場合、物理的なセキュリティ管理等のクラウド事業者の責任範囲については、受注者はクラウド事業者が提供するセキュリティ基準をもって代替することができる。ただし、受注者が管理する端末・ネットワーク環境については、本要件を適用すること。

(1) 受注者は、サーバや端末等で用いるOS・ソフトウェア等について、保守等の十分なサポートがなく脆弱性対策が実施されないなど、情報セキュリティ上問題となる恐れのあるOS・ソフトウェア等を利用しないこと。導入するOS・ソフトウェア等についてはライセンス違反のないよう管理すること。

(2) 受注者は、サーバや端末等で用いるOS・ソフトウェア等の脆弱性情報を常に収集し、OS・ソフトウェア等の脆弱性に対する攻撃を防止するため、セキュリティパッチの適用、アップデート等の適切な措置を行うこと。

(3) 受注者は、サーバや端末等におけるプログラムの実行、コマンドの操作、ファイルへのアクセス等のアクセス権限・管理者権限等のアクセス制御は、必要最小限のものとすること。

(4) 作業場所は、本委託業務に関係のない者が簡単に入れない適切な場所（入退室管理、施錠等）とすること。

(5) 受注者が管理するサーバや端末等以外は使用しないこととし、必要最小限のものに限定した上で、台帳等で適切に管理すること。サーバや端末等は、セキュリティワイヤーでロックする等の盗難防止策を講じた上で、施錠若しくは入退室管理の可能な部屋に保管すること。また、サーバや端末等の外部への持ち出しを原則、禁止する。持ち出す場合には、発注者と協議を行い、承認を得ること。

(6) サーバや端末等で個人情報及び重要情報を保存する場合は、パスワード等による暗号化を行うこと。

(7) 受注者は、個人情報及び重要情報をCD-R、USBメモリ等の外部記録媒体へ保存すること及び外部への持ち出しを原則、禁止する。受注者は外部記録媒体を、やむを得ず利用する場合は、事前に発注者の承認を得た上で、保存する情報のパスワード等による暗号化や外部記録媒体の管理簿（委託業務で利用する外部記録媒体の一覧と利用及び持ち出しの記録）を作成するなどの適切な管理を行うこと。

(8) 受注者は、作業環境等のネットワークについて、ファイアウォール等の機能により必要最小限の通信となるようにアクセス制御を行い、不審な通信の監視、検知・遮断を行う対策を講じること。また、ファイアウォール等のネットワーク機能の設定については、定期的に棚卸しを行うこと。

(9) 不正プログラムによる感染を防止するため、受注者は、不正プログラム対策ソフトウェアを導入する等の必要な対策を講じること。また、不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイル等の最新化が適切に行われること。

- (10) 受注者は、サーバや端末等で不要なプログラムを稼働させないこと。また、ネットワークポートについても必要なポート以外は閉塞すること。
- (11) 業務委託で扱うデータについて、データが国内の作業場所やデータセンター等のみに保存され、バックアップを含め海外にはデータ転送されないこと。併せて、個人情報保護法等の国内法が適用されること。
- (12) 受注者は、契約終了時、データを消去する前に発注者にデータの返還を行うこと。対象データ、受渡し方法等については発注者と協議すること。受注者は、契約終了後速やかに、本委託業務で使用したサーバや端末、外部記録媒体等に存在する、本委託業務に係るすべてのデータ(バックアップデータを含む。)を復元不可能な方法で確実に廃棄・消去し、データ消去証明書を提出すること。
- (13) 受注者は、不正アクセスやシステムの障害等の情報セキュリティインシデントに対応する体制を整備し、発注者を含めた連絡フローや手順を整備すること。さらに、情報セキュリティインシデント(可能性を含む)を検知した場合は、速やかに発注者に報告すること。また、原因究明及び対処を行い、随時発注者に報告を行うこと。情報セキュリティインシデントの対応完了時には、再発防止対策の策定を行った上で、書面等により発注者に報告、承認を得ること。
- (14) 受注者は、サーバや端末等の正確な時刻設定及び時刻同期がなされるように適切に管理すること。
- (15) 受注者は、ネットワーク機器の脆弱性を利用した不正アクセス、ランサムウェア、標的型攻撃等の最新のサイバーセキュリティ動向に留意し、必要な対策を継続的に行之、委託業務にあたること。
- (16) 情報セキュリティ対策を確認するため、発注者が必要に応じ情報セキュリティ監査を行うので、受注者はこれに応じること。

3 メールセキュリティ対策(問合せ者、施設管理者、発注者等、当事業の関係者すべてとの送受信メール)

受注者は、メールのセキュリティについて次の措置を行うものとする。

- (1) 問合せ者とのメール、システムの自動送信メール等において、個人情報及び重要情報(あて先の情報及び発信者に係る情報を除く。)をメール本文へ記載する際は、情報漏洩防止に十分留意すること。
- (2) メールデータについて、発注者以外の事業とは独立した領域(発注者の事業専用環境)にデータは保管され、発注者のデータは契約終了後に消去可能で、関係者以外はアクセスできないこと。
- (3) メールに係るセキュリティ対策(※)等を、適切に実施すること。
- ※ メールに係るセキュリティ対策とは、マルウェア感染、不正アクセス、メール不正中継等に対する基本的なセキュリティ対策、SPF・DKIM認証等のメールの設定などを指す。
- (4) メールは、原則、県のドメインを利用すること。やむを得ず、独自ドメインを使用する場合は、受注者の公式サイトドメイン等(県の業務委託終了後も利用し続ける前提のドメイン)を除き、悪用防止のため、永続的に保持する必要があるため、事業終了後は県に引き継ぐこと。受注者の公式サイト等で管理しているドメインを使用する場合は、ドメインが不正利用されないよう、委託業務終了後も、適切な対策及び管理を行うこと。

4 クラウドサービス等の外部サービスのセキュリティ要件

本業務において利用するクラウドサービス等(メールシステムも含む)の外部サービスを利用し、個人情報又は特に機密性が求められる情報を扱う場合(重要情報)は、別添の「セキュリティチェックリスト」(様式3)のセキュリティ要件、外部サービス提供者回答欄や受託者回答欄に記載のセキュリティ対策も満たすクラウドサービスの選定、開発(導入・構築)、運用保守、更改・廃棄を行うこと。契約後、「セキュリティチェックリスト」(様式3)の外部サービス提供者回答欄や受託者回答欄を記入し、発注者に根拠資料と共に提出すること。その後は、「セキュリティチェックリスト」(様式3)のセキュリティ要件に従い、時点更新を行い、定期的に発注者に提出すること。なお、システム特性等に応じて不適合又は対策不要等を判断した場合には、根拠を示す説明資料を併せて提出し、発注者の承認を得ること。

なお、クラウドサービス等の外部サービスを利用せず、自社のデータセンター等にサービス提供基盤を構築する場合は、クラウドサービスを利用する場合に準じたセキュリティ対策が実施できること。

ウェブサイトに係る特記事項

【ウェブページ作成・管理における特記事項】

1 サイト運営者の責任表示及び神奈川県共通ロゴ・マークの表示

発注者と協議の上、各ページのフッターに発注者の所属名、問合せ先情報及び県公式ウェブサイトであることを示す画像(KI デザイン又は公式バナーリンク(発注者が提供する))を掲載すること。

2 サイトポリシー等の表示

発注者と協議の上、サイト運営にあたって以下の項目を表明するページを作成し、サイトトップページもしくは各ページのフッターに当該ページへのリンクを掲載すること。

(1)禁止事項

(2)免責事項

(3)サイト内の著作物(著作権)の取扱い

(4)プライバシーポリシー(個人情報等の取扱い)

(5)セキュリティポリシー

(6)ウェブアクセシビリティ方針

なお、「(6)ウェブアクセシビリティ方針」については、神奈川県ウェブアクセシビリティ方針を採用した上で、次のような表記を行うこと。

【記載例】

ウェブアクセシビリティへの対応

〔〇〇〇サイト名〇〇〇〕は、神奈川県ウェブアクセシビリティ方針

(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/accessibility/accessibility_policy.html)の
おり、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

3 ウェブアクセシビリティへの対応

サイト作成にあたっては、神奈川県ウェブアクセシビリティ方針

(https://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/accessibility/accessibility_policy.html)に
則り、JISX8341-3:2016(高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサ
ービス—第3部:ウェブコンテンツ)(以下、「JIS 規格」という。)の達成基準に対応させ、納品前に全ページを
対象に JIS 規格に基づく試験を実施すること。なお、試験の対象範囲は JIS 規格「JB.1.2 ウェブページ
式単位」「a)すべてのウェブページを選択する場合」とする。試験の結果、達成基準に不適合となった場合
は、速やかに修正するか、代替手段を用意すること。また、成果物として、JIS 規格に基づく試験結果報告書
(達成基準チェックリスト)を提出すること。

4 リンク切れへの対応

公開中のページについて、年2回目視または任意のリンク切れチェックツールを用いたリンク切れ検査を
実施し、リンク切れを確認した場合は、発注者と協議の上、リンク切れを改善する対応を行うこと。また、検
査および対応結果を月次で報告すること。

【報告項目の例】

(1)総ページ数

(2)リンク切れのあるページ数

(3)総リンク数

(4)有効なリンク数

(5)無効な(リンク切れ)リンク数

(6)修正済みリンク数

【ウェブサイトの開設・運用における特記事項】

1 前提条件

構築するウェブサイトでは公開を前提とした情報のみを扱うこと。

2 ウェブサイトのセキュリティ対策

サイト構築時及び納品時に、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)がまとめた「ウェブサイトのセキュリティ対策のチェックポイント20ヶ条チェックリスト」及び「IPA 安全なウェブサイトの作り方」に掲載の「セキュリティ実装チェックリスト」により点検した結果を提出すること。また、当該チェックリストに基づき必要な対策を実施するとともに、「対応不要」とした項目があるときは、根拠を示す説明資料を併せて提出すること。なお、「対応済」とした項目についても、発注者から説明を求められたときには、必要に応じて根拠を示す資料を提出するなど適切に対応すること。

3 ドメイン

作成するウェブサイトは、県が指定するドメインを使用して作成し、事業の終了をもって廃止すること。止むを得ず独自ドメインを取得する場合は、委託業務終了時に県に円滑に引き継ぐこと。なお、事業者の公式サイト等で管理しているドメインを使用する場合は、ドメインが不正利用されないよう適切な対策及び管理を委託業務終了後も行うこと。SSL証明書の種類は、OV(実在証明型)以上とするが、独自ドメインとする場合はEV(実在証明拡張型)とすること。また、ドメインの登録、SSL証明書発行等の費用は、受注者の負担とする。

4 セキュリティ診断・侵入検査

受注者は納品時及び定期的に以下の脆弱性診断を実施すること。また、脆弱性が発見された場合は適切な対処を行うこと。なお、当該検査は経済産業省が策定した「情報セキュリティサービスに関する審査登録機関基準」に適合している事業者を実施させること。

(参考)

・情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト(IPA)https://www.ipa.go.jp/security/it-service/service_list.html

・日本セキュリティ監査協会(JASA)情報セキュリティサービス基準審査登録制度 <https://sss-erc.org/>

(1)ネットワーク侵入検査(年1回実施)

公開サーバに対して、最新の攻撃手法等を用いて擬似的な攻撃を行い、脆弱性の有無を確認(Web サイトを動作させるサーバ・ネットワーク機器といった環境に対する診断)するなど安全性を検査すること。

(2)Web アプリケーション検査(年1回実施)

動的コンテンツを提供するページに対して、次に示す脆弱性の有無について、Web アプリケーション検査を実施すること。

ア SQLインジェクション

イ OSコマンド・インジェクション

ウ パス名パラメータの未チェック／ディレクトリ・トラバーサル

エ セッション管理の不備

オ クロスサイト・スクリプティング

カ CSRF(クロスサイト・リクエスト・フォージェリ)

キ HTTPヘッダ・インジェクション

ク メールヘッダ・インジェクション

ケ クリックジャッキング

コ バッファオーバーフロー

サ アクセス制御や認可制御の欠落

(3)その他

(1)(2)にあげた項目以外、サイトの特性に応じて必要な検査を実施すること。

5 脆弱性等への対応

脆弱性診断等により脆弱性が含まれないことを定期的に確認するほか、脆弱性に関する情報(OS、その他ソフトウェアのパッチ情報等)を常に収集し、脆弱性が発見された場合は、発注者と協議の上修正プログラムの適用や一部サービスの停止なども含め、脆弱性を悪用されないよう必要な対策を実施すること。

6 監視と検知の実施

クラウドサービスを含む本委託業務により運営するウェブサイト全体を構成するシステムの稼働状況、障害、セキュリティインシデントを監視し、異常を検知できる仕組みがあること。検知後、電話やメール等で通知を受けられる仕組みもあること。

7 緊急時の対応

情報セキュリティインシデントの発生など緊急時の体制と報告等のフローを整備し、インシデント発生時には直ちに復旧見込みを県に報告すること。その後、迅速に復旧作業を行い、障害原因、影響範囲、再発防止策を含む対応方針を県に報告すること。

8 コンピュータウイルス等への対策

コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアの導入などの不正プログラム対策を実施すること。また、不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイル等を常に最新に保つこと。